

第15回入善町農業委員会議事録

令和6年10月8日午後1時30分から第15回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会 主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会 主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第53号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第54号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第6	議案第55号 入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆さんおつかれさまです。季節がガラッと変わり、一気に涼しくなってきましたが、本来であれば9月の中頃にこういった気候になるべきなのですが、10月中旬にようやく秋らしい気候になってきました。入善町ではほとんどのところで稲刈りが終わりまして、後は大豆の刈り取りになるというところですが、米の状況を見ておりますと、県の常設委員会等では今年は割と取れているという話も聞きますが、昨年よりは良い状態ですが、国が示す収量と比べると厳しいのかなと感じております。

今年は、コロナを明けてからの秋祭りも多くの地域で行われるというふう聞いておりますので、地域で心をつなげて、盛り上がっていくことも大事なことだなと思っております。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。13番坪野委員と15番永山委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。○委員の関係議案になりますので、退席をお願いします。

(○○委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町○○の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,510㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、富山市○○○○の○○ ○○さん、譲受人は、入善町○○○○の株式会社○○○○さんです。

申請地は元々、株式会社○○○○さんが耕作しており、所有権移転をするため今回の申請に至りました。農地を取得した後も引き続き株式会社○○○○さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、寺田委員にいただいております。

1件目になります。よろしくお願いします。

議長(米山 義隆)

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。寺田委員より説明をお願いします。

寺田委員

事務局から説明があった通りになります。特に問題はないと考えハンコを押しました。

小林委員

白抜きの部分はどうなっていますか。

事務局

白抜き部分は別所有者のものになりますが、耕作者は株式会社〇〇〇〇になります。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第52号申請番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することと決定いたします。それでは、〇〇委員は席にお戻りいただきたいと思います。

（〇〇委員入室）

議長（米山 義隆）

では続いて申請番号2番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2番、農地の所在地は、入善町〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は61㎡です。申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、富山市〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町〇〇〇の〇〇〇さんです。

申請地は譲受人の〇〇 〇〇さんが耕作しており、所有権移転をするため今回の申請に至りました。農地を取得した後も引き続き〇〇 〇〇さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、五十里委員にいただいております。

以上になります。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。五十里委員より説明をお願いします。

五十里委員

事務局からの説明の通りです。私が耕作している田の隣で耕作されている方で特段問題ないと判断し、ハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございます。それでは、この案件について質疑等を行いたいと思います。各委員からどなたでもご発言いたします。

議長（米山 義隆）

この田はこういう形なんですか。どういった区切りの田になっているのですか。

五十里委員

何筆かで構成されている1枚の田で、私も地図を見るまで分からなかったですが。

議長（米山 義隆）

この隣にある資材置き場は。

事務局

〇〇〇〇の資材置き場で、すでに農地ではない土地になります。

議長（米山 義隆）

ほかになにか質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第52号申請番号2番、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することと決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第53号農地法第5条の規定による意見進達についてを議題とします。事務局より説明お願いいたします。

事務局

議案第53号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号 1

申請地：入善町〇〇〇の一部

台帳地目 田 3,198㎡のうち、312.72㎡（基地局 3×4＝12㎡）

貸渡人 入善町〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん

借受人 石川県〇〇〇〇〇〇 有限会社 〇〇〇

転用目的「〇〇〇携帯基地局建設作業用地」（一時転用） 権利の種類 使用貸借

申請者の 有限会社 〇〇〇さんは、石川県〇〇〇を拠点に、土木工事や電気通信工事などを行う会社です。

今回、申請地に〇〇〇携帯基地局を建設することになり、建設のための作業スペース、駐車スペースや資材置場の設置のために、転用申請を行うものです。

期間は6か月間で、申請地につきましては、基地局の完成後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外する必要もありません。

隣接耕作者、入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、小林委員にたいていております。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました小林委員より説明をお願いします。

小林委員

9月21日に業者から聞き取りをしております。借受人の〇〇〇〇ですが、先ほど事務局から説明のあった通り、〇〇〇から委託を受けており、新幹線での通信環境の改善が主な目的として設置したいということです。地図上で十字路の角に白抜きになっているところがありますが、そこに基地局を設置することで、農地に鉄板を引いて工事作業を行うということであり、事務局から説明があった通り、11月から4月までの期間になっていますが、春の農作業には間に合うということであり、農業に問題なく、公共的な事業であるため問題ないと考えています。ちなみにこの設置に係る農地ですが、本来であれば転用許可等が必要になるところですが、電気通信事業法で認定を受けている事業者が事業計画を届け出て、農業の土地利用に支障がないものであれば、転用許可等は不要になります。〇〇 〇〇〇とは賃借権の契約をすると聞いております。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

どのくらいのものが建つのでしょうか

事務局

転用面積は3m×4mの12㎡になります。そこまでの高さはないと聞いております。

小林委員

主な目的が新幹線の通信環境改善ですのでそこまでの規模ではないのかなと。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第53号農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することと決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第54号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第54号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」、入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農地の所有権移転については、農地法第3条によるものと、農地中間管理機構の農地売買等事業、いわゆる特例事業を利用した農業経営基盤強化促進法によるものがあります。特例事業は、農業振興地域

内の農用地区域内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農業経営に従事する就農者であること等の条件を満たせば、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積等促進計画による所有権移転を適用でき、売り手は譲渡所得税の特別控除を、買い手は不動産取得税や登録免許税の軽減を受けることができるというメリットがあります。
議案第54号の所有権移転は、この特例事業を利用した所有権移転です。

今回は2件の申し出があります。議案の1番の案件の対象地は、入膳〇〇〇の田、面積1,863㎡と、入膳〇〇〇の用悪水路、面積21㎡の2筆で、計1,884㎡です。〇〇〇 相続財産管理人 〇〇〇〇さんから県農林水産公社に売り渡されるもので、その後、入善地区の（農）〇〇〇さんに所有権移転される予定です。2番の案件の対象地は、吉原東〇〇の田、面積2,979㎡です。〇〇 相続財産管理人 〇〇〇〇さんから県農林水産公社に売り渡されるもので、その後、上原地区の（株）〇〇〇〇〇〇さんに所有権移転される予定です。

なお、議案の1番に含まれている用悪水路についてですが、県農林水産公社に確認したところ売買する田と隣接しており、用途が農業用であれば、特例事業を利用できるとのことでした。

各地番の位置については次のページをご覧ください。入膳〇〇〇については面積が小さく図には表示されておりませんが、矢印の指している部分が、該当部分になります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

安藤委員

用悪水路の現況はどうなっていますか。

事務局

田の側面にあり、水路として使っていると聞いております。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第54号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第55号入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

農振除外等の申請は年4回（3月、6月、9月、12月）ですが、今回は9月17日受付分の申請で、軽微変更が1件、農振除外が4件あります。また、軽微変更と農振除外1番から3番は関連する敷地の案

件になります。

軽微変更は、農業用施設のために農地を利用する場合、農用地区域からは除外せずに、農業上の用途を農地から農業用施設に変更する軽微な手続きのことを言います。軽微な変更のため、県知事の同意などの手続きは省略されます。

軽微変更の申請番号 1 番。変更対象地は入善町〇〇〇の一筆、地目は田、面積は815㎡の内213㎡です。申請地の位置図は10ページをご覧ください。願出者は〇〇〇さんで、変更後の用途は養牛畜舎敷地です。

申請人の〇〇さんの実家は酪農業を営んでおり、昭和53年頃、父親である〇〇〇さんが既存の牛舎を拡張するため、隣接している本申請地に牛舎小屋を増築しました。農振法の手続きをとっていなかったため、今回始末書をつけての申請となりました。

申請面積213㎡を敷地とし、増築された牛舎の面積は206㎡で、トラクターや牛小屋、藁置場として必要最小限の面積です。また、雨水排水については、西側の隣接している排水路に排水します。

要件の確認としては、目的が養牛畜舎敷地であるため、既存地に近接しているほうが、効率性や管理の点でも利用しやすく、最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

続きまして、農振除外の申請についてです。農振除外の申請番号 1 番。除外対象地は入善町〇〇〇の一筆、地目は田、面積は1,549㎡の内279㎡です。申請地の位置図は12ページをご覧ください。除外願出者は入善町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は入善町〇〇〇の〇〇〇〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地です。

譲受人の〇〇さんは、実家の酪農を手伝うため、今年6月から夫婦で実家に居住しておりますが、生活スペースが手狭であることや、将来子どもが生まれることを考え、実家付近の申請地に住宅を新築する計画を立て、今回の申請となりました。

申請面積は279㎡で、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫 2 台分、駐車場 2 台分として利用するための必要最小限の面積であり、隣接耕作者の同意も得ています。

生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は東側排水路に排水します。西側の残地部分は引き続き、耕作者が畑として耕作する予定です。

除外要件については、一般住宅敷地であり、実家の酪農を手伝うことや母親の老後の世話、将来、子供が生まれた際、母親から育児に協力してもらいやすいなどから実家のそばに建築する必要があり、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして、申請番号 2 番。除外対象地は入善町荒又〇〇〇の一筆、地目は田、面積は1,549㎡の内100㎡です。申請地の位置図は12ページをご覧ください。除外願出者は入善町荒又〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は入善町荒又〇〇 〇〇の〇〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地の拡張です。

譲受人の〇〇さんの父親である〇〇さんは、平成元年頃に自宅の寝室を増築した際、一部が隣接農地、荒又〇〇と荒又〇〇にかかっていたことに気が付かず、農振法の手続きをとっていませんでした。

現在も住人の生活に必要な住居部分であり、地目が田であることが判明したため、是正するべく今回始末書をつけての申請に至りました。

申請面積は100㎡で、増築された住宅部分と庭木があり、生活に利用するための必要最小限の面積であり、隣接耕作者の同意も得ています。また、雨水排水は自然透過になります。

除外要件について、住宅に必要な敷地の一部として申請地を利用するためには、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして、申請番号 3 番。除外対象地は入善町〇〇の一筆、地目は田、面積は815㎡の内8㎡です。

申請地の位置図は13ページをご覧ください。除外願出者は入善町〇〇の〇〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地の拡張です。

内容としては先ほど申し上げた申請番号2番と同様の内容になります。

申請人の〇〇さんの父親である〇〇さんは、平成元年頃に自宅の寝室を増築した際、一部が隣接農地、荒又〇〇と荒又〇〇にかかっていたことに気が付かず、農振法の手続きをとっていませんでした。

現在も住人の生活に必要な住居部分であり、地目が田であることが判明したため、是正するべく今回始末書をつけての申請に至りました。

申請面積は8㎡で、増築された住宅部分で、生活に利用するための必要最小限の面積であり、隣接耕作者の同意も得ています。また、雨水排水は自然透過になります。

除外要件について、住宅に必要な敷地の一部として申請地を利用するためには、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして、申請番号4番。除外対象地は入善町小摺戸〇〇の一筆、地目は田、面積は1,551㎡の内68㎡です。申請地の位置図は13ページをご覧ください。除外願出者は入善町〇〇の〇〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地の拡張です。

申請人の〇〇さんは、昭和50年頃に盛土をし、コンクリート舗装をして車庫を建築して、自宅南側に風よけとして庭木を植樹しましたが、一部が農地であることを気が付かず、農振法の手続きをとっていませんでした。

申請地は居住地に隣接しており、現在も住人の生活に必要な土地であり、地目が田であることが判明したため、是正するべく今回始末書をつけての申請に至りました。

申請面積は68㎡で、東側の道路側に車庫、自宅南側に庭木があり、生活に利用するための必要最小限の面積であり、隣接耕作者の同意も得ています。また、雨水排水は自然透過になります。

除外要件について、住宅に必要な敷地の一部として申請地を利用するためには、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

以上になります。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

小林委員

〇〇さんの案件はなんで分かったんですか。

事務局

令和5年に〇〇さんが亡くなっており、その際の相続で判明したものかと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第55号入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。
令和6年11月11日月曜日午後1時30分より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（農業委員会の研修大会について事務局より説明）

事務局

（研修視察について事務局より説明）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第15回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和6年11月11日月曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時10分）

--